

I 基本理念等

- 第1条：目的（この法律は、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする）
- 第2条：国民等の交通に対する基本的な需要の充足（交通の機能が十分に発揮されることにより、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されなければならない。）
- 第3条：交通の機能の確保及び向上
- 第4条：交通による環境への負荷の低減
- 第5条：交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携
- 第6条：連携等による施策の推進
- 第7条：交通の安全の確保

II 責務等

- 第8条：国の責務
- 第9条：地方公共団体の責務
- 第10条：交通関連事業者及び交通施設管理者の責務
- 第11条：国民の責務
- 第12条：関係者の連携及び協力
- 第13条：法制上の措置等
- 第14条：年次報告等

III 交通基本計画

- 第15条：交通基本計画（交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通基本計画を策定。計画案の策定大臣は、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣。計画案の作成にあたっては環境大臣に協議。計画は、閣議決定を経た後、国会に報告し、公表。）

IV 国等の基本的施策

- 第16条：日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等
- 第17条：高齢者、障害者等の円滑な移動のための施策
- 第18条：交通の利便性向上、円滑化及び効率化
- 第19条：国際競争力の強化及び地域の活力の向上に必要な施策
- 第20条：交通に係る環境負荷の低減に必要な施策
- 第21条：総合的な交通体系の整備等
- 第22条：まちづくりの観点からの施策の促進
- 第23条：観光立国の実現の観点からの施策の推進
- 第24条：協議の促進等
- 第25条：技術の開発及び普及
- 第26条：国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- 第27条：国民等の立場に立った施策の実施のための措置
- 第28条：地方公共団体の基本的施策

V 附則

- 施行期日（公布の日から施行）